



令和7年度自己評価の公開



(兼原こども園)

認定こども園教育要領では、保育・教育の質の向上を図るため、「保育・教育の計画の展開や保育教諭等の自己評価を踏まえ、当該こども園の保育の内容等について、自ら評価を行ない、その結果を公表するよう努めなければならない。」ことが明記されています。当園では組織として以下のような自己評価に取り組みましたので、公開致します。

〈評価について〉

以下の基準で評価を行なっています。

A－理想的な状態

B－取り組みを行ない通常行われている状態

C－頑張らなければいけない状態

	評価項目	評価結果
子どもの発達援助の基本	①全体的な計画を、基本方針に基づき作成している。	A
	②一人ひとりの子どもの発達状況に配慮した指導計画となっている。	A
	③一人ひとりの子どもの発達状況、保育・教育目標、生活状況について記録がある。	A
	④日常の保育を通して子どもの思いや気持ちを汲み取りながら指導計画に反映させている。	A
	⑤指導計画の評価、検討を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を見直している。	A
	⑥一人ひとりの子どもに関する情報を周知している。	A
健康管理	① 登園時や保育・教育中の子どもの健康管理は、一人ひとりの発育・発達状況・健康状況に応じて実施している。	A
	② 感染症等予防に配慮した保育・教育を実施している。	A
食事	① 食育を通して子ども達が楽しく食べ、食べる意欲が育つように工夫している。	A
	②子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	A
	③食物アレルギーは個別に配慮して、食事を提供している。	A

保育環境	①子どもが心地良く過ごすことのできる環境を整備している。	A
	②自然体験を大切にし、心が豊かになるような取り組みをしている。	A
	③伝統的な行事を取り入れている。	B
	④日常的な生活や環境の中で標識や文字に関心をもつ工夫をしている。	A
保育内容	①子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	A
	②基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。	A
	③子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	A
	④身近な自然や社会と関われるような取り組みがされている。	A
	⑤様々な表現活動が体験できるように配慮されている。	A
	⑥遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	A
	⑦幼児教育のための環境を整備し、保育・教育の内容や方法に配慮している。	A
	⑧長時間にわたる保育の為に環境が整備され保育・教育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	⑨気になる子への配慮された保育・教育が行なわれている。	B
	⑩積極的な運動遊びを取り入れている。	A
人権尊重	①子どもの人権に十分配慮するとともに文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てよう配慮している。	A
	②保育中の子どもの人格尊重を意識している。	A
育児支援	①一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談などを行なっている。	A
	②家庭の情報や情報交換内容が必要に応じて記録されている。	A
	③虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努めている。	A
	④保護者の保育参加を進めるための工夫をしている。	A
地域支援・連携	①育児相談や体験教室など地域の子育て家庭を対象とする子育て支援のための取り組みを行なっている。	B
	③ 地域のお年寄りとの交流を積極的に行っている。	A
	③近隣の方々に保育について理解を得、協力依頼するなど、園からの発信を行なっている。	A
	④子ども達が戸惑うことなく小学校の生活や環境に慣れるよう、小学校との連携をとっている。	A
	④ 中高生などの保育体験・実習生・ボランティアの受け入れを行なっている。	A



運営管理

	評価項目	評価結果
基本方針	①こども園の保育理念及び基本方針を明文化している。	A
	②保育理念や基本方針を職員、保護者などに周知するための取り組みを行っている。	A
組織運営	①保育の質の向上や改善のための取り組みを行っている。	A
	②施設長のリーダーシップが発揮されている。	A
	③運営を改善するための課題・テーマを設定し取り組んでいる。	A
	④非常勤職員と連携を取るための取り組みがなされている。	A
人材育成	①職員の研修ニーズを把握し、職員に適切な研修の機会を確保している。	A
	②先輩が後輩保育士を育成する体制をとっている。	B
安全・衛生・危機管理	① 事故や災害に適応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	A
	②安全管理のマニュアルがあり、事故や災害に備えた安全対策が実施されている。	A
	③事故防止のための具体的な取り組みを行っている。	A
	④水周りなどの衛生管理は、適切に実施されている。	A
守秘義務の遵守	①保育業務の中で知り得た子どもや家庭に関する秘密の保持について、全職員に周知し、守られている。	A
	②保護者や地域の人から相談事項について、プライバシーの保護、話された内容の秘密保持を徹底し、守られている。	A